

自動車環境管理計画書等 作成の手引き

令和6年3月

千葉県環境生活部大気保全課

目次

1. 制度の概要	1
2. 提出書類確認用フローチャート	2
3. 提出書類の種類と提出期限	
(1) 自動車環境管理計画書	3
(2) 自動車使用管理計画書	3
(3) 自動車環境管理計画書変更届出書	3
(4) 自動車環境管理者選任（解任）届出書	4
4. 届出様式と提出方法	
(1) 届出様式の入手方法	5
(2) 報告書等の提出方法	5
5. 自動車環境管理計画書	
1. シート入力方法	
A 表紙シート	6
B 事業所シート	7
C 排出量シート①	7
排出量シート②	8
D 代替シート	11
E 措置シート	12
2. Q & A	13
6. 自動車使用管理計画書	
1. シート入力方法	14
2. Q & A	15

1. 制度の概要

【千葉県環境保全条例】

自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るため、千葉県内で**特定自動車**^{※1}を30台以上使用している事業者（以下「**特定事業者**」とします。）は、千葉県環境保全条例により「自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るための指針」に基づく「自動車環境管理計画書」を提出する義務があります。

また、事業年度毎に「自動車環境管理実績報告書」を提出する義務があります。

【自動車NOx・PM法】

特定事業者のうち、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（以下、「自動車NOx・PM法」とします。）で規定する千葉県内の**対策地域内**^{※2}を使用の本拠として**特定自動車**を30台以上使用している事業者（**自動車運送事業者等**^{※3}は除く）は、自動車NOx・PM法に基づく「自動車使用管理計画書」を提出する義務があります。

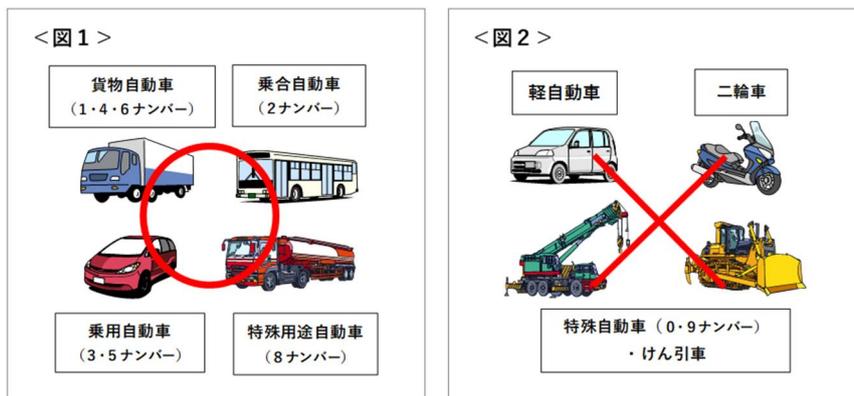
また、事業年度毎に「自動車使用管理状況報告書」を提出する義務があります。

※「自動車運送事業者」や「第二種貨物利用運送事業者」に該当する場合は所轄の運輸支局へ提出してください。（詳細や様式等については下記関東運輸局HP参照）

URL：https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/jidou_koutu/kamotu/nox_pm/index.htm

※1 特定自動車とは

<図1>の貨物自動車（1、4、6ナンバー）、乗合自動車（2ナンバー）、乗用自動車（3、5、7ナンバー）及び特種用途自動車（8ナンバー）であり、<図2>の軽自動車、二輪車、特殊自動車（0、9ナンバー）及び被けん引車を除きます。（下記の<図1><図2>をご参照ください。）



※2 対策地域とは

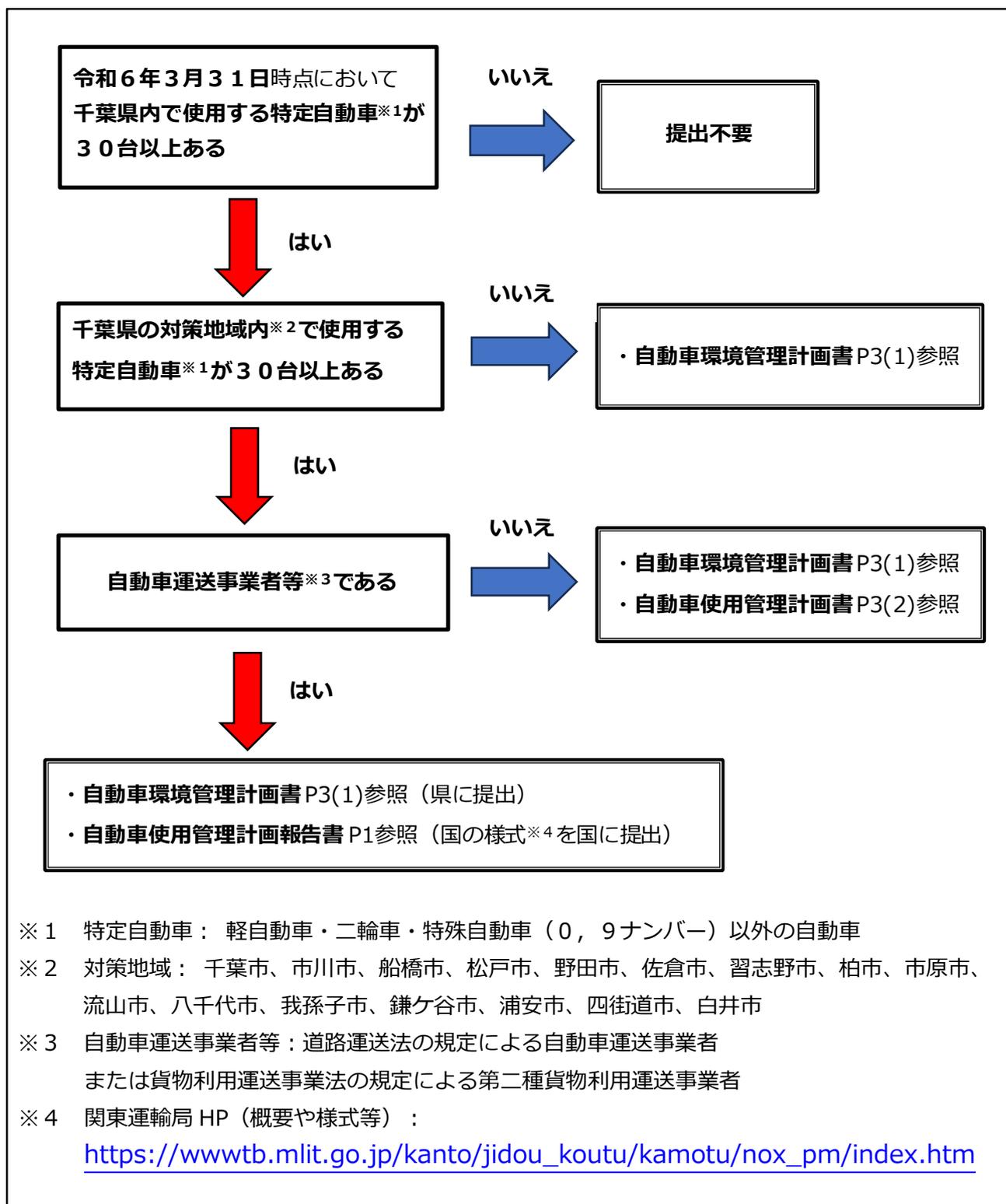
自動車NOx・PM法に基づく千葉県内の対策地域

千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、白井市

※3 自動車運送事業者等とは

道路運送法の規定による自動車運送事業者または貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業者

2. 提出書類確認用フローチャート



※ 翌年度からは年度末（3月31日）のデータに基づいた自動車環境管理実績報告書等を作成し、提出ください。

※ はじめて自動車環境管理計画書を提出される場合は、併せて自動車環境管理者選任（解任）届出書もご提出ください

3. 提出書類の種類と提出期限

(1) 自動車環境管理計画書（千葉県環境保全条例【第55条の2】）

排出量の目標値や代替計画等を記入した計画書を提出してください。

【対象となる事業者】

千葉県内の事業所において特定自動車（軽自動車、二輪車、特殊自動車(0・9ナンバー)及び被けん引車を除く自動車)を30台以上使用している特定事業者

【提出期限】

該当することとなった日から90日以内又は前に提出した計画書の計画期間が満了した日から60日以内。

【計画期間】

作成する計画書については、令和7年度までの内容としてください。

※なお、翌年度から毎事業年度ごとに自動車環境管理実績報告書を提出する義務があります。

(2) 自動車使用管理計画書（自動車NOx・PM法【第33条】）

法で定める第一号様式を提出してください。なお、本様式は自動車環境管理計画書のエクセルファイルの中にあります。

【対象となる事業者】

自動車NOx・PM法で規定する千葉県内の対策地域内を使用の本拠として特定自動車を30台以上使用している自動車運送事業者等以外の特定事業者

【提出期限】

該当することになった日又は前に提出した計画書の計画期間が満了した日から3か月以内

※なお、翌年度から毎事業年度ごとに自動車使用管理状況報告書を提出する義務があります。

(3) 自動車環境管理計画書変更届出書（千葉県環境保全条例【第55条の2】）

提出した自動車環境管理計画書の内容を計画期間途中に変更した場合は届出をしてください。詳細につきましては大気保全課までお問い合わせください。

TEL: 043-223-3557

【対象となる事業者】

自動車環境管理計画書を提出した後、その内容に変更があった特定事業者

【提出期限】

自動車環境管理計画書の内容を変更した日から60日以内

(4) 自動車環境管理者選任届出書（千葉県環境保全条例【第55条の5】）

特定事業者は、次の職務を行わせるため、「自動車環境管理者」を選任しなければいけません。

- ア 自動車環境管理計画書に記入された事項の実施状況の把握
- イ 自動車環境管理計画書に記入された事項について、自動車の運行等に
従事する者への指導及び助言
- ウ 自動車の使用に伴う環境への負荷を低減するために必要な業務

自動車環境管理者を選任又は解任した場合は届出をしてください。

【対象となる事業者】

特定事業者

【提出期限】

自動車環境管理者を選任又は解任した日から60日以内

記入例

年 月 日

千葉県知事 様

〒260-8667
住 所 千葉市中央区市場町1-1

氏 名 ○○○○ 株式会社
代表取締役 □□ △△
(法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

選 任
自 動 車 環 境 管 理 者 届 出 書
解 任

千葉県環境保全条例第55条の5第2項の規定により、自動車環境管理者を次のとおり
選任
しましたので届け出ます。
解任

自動車環境管理者	選任 年月日	年 月 日	選任 事由 解任 (例) 人事異動のため。 新規選任のため。
	解任		
	所属	総務部総務課	
	氏名	△△ ○○	
自動車環境管理者	選任 年月日	年 月 日	選任 事由 解任 (例) 人事異動のため。 退職のため。
	解任		
	所属	総務部総務課	
	氏名	□□ ××	
連絡先	総務部総務課 ○○ ○○ (電話 043-000-0000) (FAX 043-000-0000) (e-mail abcd@efgh.ijk.lm)		
※ 受付欄			

備考 ※印の欄には記載しないこと

4. 届出様式と提出方法

(1) 届出様式の入手方法

下記様式については千葉県のウェブサイトからダウンロードができます。

タイトル:「県内で30台以上の自動車を使用している事業者の届出義務」

(URL: <https://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/jidousha/kankyokanri/kankyokanri.html>)

- (1) 自動車環境管理計画書・自動車使用管理計画書 (同一ファイル)
- (2) 自動車環境管理者選任(解任)届出書
- (3) 自動車環境管理計画書変更届出書 (該当時のみ)

(2) 自動車環境管理計画書等の提出方法

以下の①～③のいずれかの方法により**電子データ**で提出してください。

① <Eメール>

様式の Excel ファイルを添付して下記のメールアドレスあて送付してください。

E メールアドレス car2@mz.pref.chiba.lg.jp

※メールの件名は「自動車環境管理計画書等の提出」としてください。

② <電子申請>

「ちば電子申請サービス」を利用して提出してください。

URL: <https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/>

手続き名:「千葉県環境保全条例」及び「自動車NOx・PM法」に基づく
計画書・報告書等について

※「ちば電子申請サービス」については以下のホームページをご覧ください。

URL: <https://www.pref.chiba.lg.jp/jousei/tetsuzuki/denshishinsei.html>

詳しい操作方法やご質問については、コールセンターまでお問合せください。

【受付時間】 平日 9:00～17:00 (年末年始除く)

固定電話 0120-464-119(フリーダイヤル)

携帯電話 0570-041-001(有料)

③ <郵送>

様式の Excel ファイルを CD-R・CD-RW・DVD-R・DVD-RW いずれかに格納し、
郵送してください。(返却不可)

【送付先】 〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1

千葉県環境生活部大気保全課自動車環境対策班 (本庁舎 3 階)

【問い合わせ先】

千葉県環境生活部大気保全課 自動車環境対策班

T E L 043-223-3557

E メール car2@mz.pref.chiba.lg.jp

5. 自動車環境管理計画書

1. シート入力方法

A) 計画表紙シート

○ 「自動車使用管理計画書」提出

✖ 整理番号
 令和 年 月 日

千葉県知事 様

〒 -

住所

フリガナ

氏名又は名称

代表者役職名 氏名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

自動車環境管理計画書

千葉県環境保全条例第55条の2第1項の規定により、自動車環境管理計画を次のとおり提出します。

特定事業者の氏名又は名称	〇〇〇株式会社		
千葉県における主たる事業所の所在地	〒 <input style="width: 50px;" type="text" value="260"/> - <input style="width: 50px;" type="text" value="8667"/>	千葉市中央区市場町1-1	
使用する特定自動車の台数	台		
業 種 名	その他のサービス業	番 号	95
従 業 員 数	人		
自動車環境管理計画	別添のとおり		
担当者氏名及び連絡先	所 属	□□部△△課	
	氏 名	〇〇 〇〇	
	電 話	043-***-****	
	FAX	043-***-****	
	Eメール	abcd @ efghiklm.com	
※ 受付欄			

備考
※の欄には記載しないこと。

産業分類表
シートを参照
し業種番号を
入力

作成者の氏名を入力

※整理番号は審査後にお知らせしますので、提出時は空欄でかまいません。
 ※内容に不明な点等がある場合、県からお問い合わせをすることがありますので、
 「担当者及び連絡先」については、作成者の方の氏名・連絡先を入力してください。

B) 計画事業所シート

1 事業所別の自動車の状況

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日現在 計画した年月日を入力してください

事業所コード	1	2	3	4		
事業所の名称	本社	東葛飾支店				
事業所の所在地	千葉市中央区市場町1-1	松戸市小根本7				
事業所の連絡先 連絡先	043-223-3557	047-***-****				
従業員数	70	50	20			
種類	車両重量	合計	台数	台数	台数	台数
普通貨物	1.7t以下	1				
	1.7t超～ 2.5t以下					
種自動車	1.7t超～ 2.5t以下					
	3.5t超	5				
乗用自動車		61	48	13		
合計		63	40	23		

千葉県内の事業所のデータを入力

自動入力

C) 計画排出量シート①

2 自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質の排出量並びに当該排出量の目標

(目標年度:令和 7 年度)

		事業所合計	1台あたり 平均	走行距離(1km) 当たり平均
NOx排出量(kg) ①	ア 実績	134.4	1.1	0.1
	イ 目標	100.0 ※	-	-
	ウ 削減率	25%	-	-
PM排出量(kg)	ア 実績	5.1	0.0	
	イ 目標	4.0	-	
	ウ 削減率	22%	-	
CO ₂ 排出量(t)	ア 実績	184.7	1.5	
	イ 目標	140.0	-	
	ウ 削減率	24%	-	

イ目標は排出量の削減のため、ア実績より低い任意の目標値を設定してください。
※イ目標は、ア実績134.4より低い100.0を入力。

- ① イ 目標…目標最終年度（令和7年度）における目標値は、「ア 実績」の事業所合計を参考に、実績値より少ない値で設定してください。

※ 「ア 実績」・「ウ 削減率」は自動計算のため入力不要です。

C) 計画排出量シート②

※作成にあたっては「自動車検査証」をお手元に用意し、内容を確認しながら入力してください。

番号	① 車両毎の排出量				②	③	④	⑤	⑥		⑦	⑧			⑨				
	事業所コード	ナンバープレート	初度登録年月	自動車の種類					型式	燃料種類		NOx・PM低減	PM低減	年間走行距離(km)(C)	年間燃料給油量(D)	排出係数(A)	NOx	PM	CO ₂
1	千葉	330お	1H	21	10 乗用車(軽乗用を除く)	DBA	1,875	ガソリン			2,760	403	0.013	0.000	2.32	6.8	0.0	0.0	0.9
2	千葉	346お	2H	24	6 乗用車(軽乗用を除く)	DBA	1,875	ガソリン			13,122	1,848	0.013	0.000	2.32	7.1	0.2	0.0	4.3
3	千葉	800お	110H	15	3 特殊車(それ以外)	KK	5,030	軽油	あり		189	40	0.350	0.023	2.58	4.7	0.3	0.0	0.1
4	千葉	200お	111H	16	7 マイクロバス	KC	5,355	軽油		あり(HI/L)	2,203	440	0.460	0.023	2.58	5.0	5.4	0.3	1.1
5	千葉	302ん	1H	27	8 乗用車(軽乗用を除く)	ZAA	1,705	電気			1,838	0	0.000	0.000	0.00	#DV/0!	0.0	0.0	0.0

自動車検査証									
自動車登録番号又は車両番号	年月日	初度登録年月	自動車の種類	用途	自家用・事業用の別	車体の形状			
千葉 300 お 0000	令和 2年4月20日	令和 2年4月	普通	乗用	自家用	ステーションワゴン			
車名	乗車定員	最大搭載量	車両重量	車両総重量					
スバル	5人		1530㎏	1805㎏					
車台番号	長さ	幅	高さ	前軸重	前後軸重	後軸重	後軸重		
GTE-O2***	406mm	180mm	155mm	900mm	630mm				
型式	原動機の型式	燃料の種類		型式指定番号	種類区別番号				
5AA-GTE	FB20-MA1	1.99L ガソリン		1900*	100*				
所有者の氏名又は名称 株式会社 千葉コーポレーション									
所有者の住所 千葉県千葉市*****									
使用車の氏名又は名称 ***									
使用車の住所 ***									
使用の本拠の位置									
有効期限の満了する日 令和 5年4月19日									
備考									
[千葉] 新規登録									
自動車重量税額 ¥ 22,500									
令和2年度燃費基準達成車									
平成27年度燃費基準 2.0% 向上達成車									
ハイブリッド車									
平成29年産規制車*****									

① 事業所コード

事業所コードは「計画事業所シート」を参照し、入力してください。

例) 本社で使用している車両の場合、「計画事業所シート」の事業所コードは「1」なので「計画排出量シート」の事業所コードは「1」を入力

計画事業所シート				計画排出量シート						
1 事業所別の自動車の状況				車両毎の排出量						
令和	○	年	○	月	○	日	現在			
事業所コード	1			事業所コード	ナンバープレート					
事業所の名称	本社				使用の本拠	分類番号	文字	指定番号		
事業所の所在地	千葉市中央区市場町1-1				1	1	千葉	300	お	1
事業所の連絡先	043-***-****				2	1	船橋	346	お	2
従業員数	70	50		3	1	千葉	800	お	110	
				4	1	千葉	200	お	111	

②自動車の種別

ナンバープレートの「分類番号」を入力すると「自動車の種別」がプルダウンメニューで自動的に抽出され選択できます。なお、2ナンバーと8ナンバーは2種類抽出されますので、<参考>を確認し選択してください。

事業所コード	ナンバープレート				初度登録年月			自動車の種別	型式
	使用の本拠	分類番号	文字	指定番号	元号 R:令和 H:平成 S:昭和	年	月		
1	千葉	100	ん	1	R	4	3	普通貨物車	
2									
3									

①分類番号「100」を入力

②プルダウンメニューを選択すると、「普通貨物車」が自動的に抽出され選択できます。

<参考>

- 1ナンバー … 「普通貨物車」
- 3、5、7ナンバー … 「乗用車（軽乗用を除く）」
- 4、6ナンバー … 「小型貨物車」
- 2ナンバー … 「大型バス」（乗車定員が30人以上）
「マイクロバス」（乗車定員11人以上29人以下）
- 8ナンバー … 「特種車（乗用系）」（乗用車・バスをベースにしたもの）
「特種車（それ以外）」（バン・トラック等をベースにしたもの）
- 0、9ナンバー … 「特殊自動車」※報告対象外



③型式

「型式」欄のハイフンより前のアルファベットや数字の1～3文字を入力してください。（プルダウンメニューから選択もしくは半角入力）

型	式
DBA	-OOOOO

④車両総重量

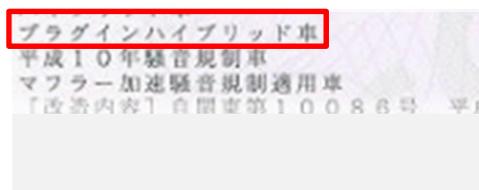
「車両総重量」欄の数値を記入してください。単位はkgです。

※「車両重量」と間違えないように注意してください。

⑤燃料の種類

車検証を確認してプルダウンメニューより選択してください。

※「ハイブリッド車」または「プラグインハイブリッド車」の場合は、「燃料の種類」と車検証の備考欄の記載で確認してください。（下記の図を参考にしてください）



⑥ 後付け装置

■ NOx・PM 低減

下記のように車検証の「備考」欄に「NOx・PM 法対応変更有」等の記載があれば「あり」を選択。

備考 [千葉] 使用車種規制[NOx・PM]適合 NOx・PM法対応変更有。 この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域内です。
--

■ PM低減

九都県市指定粒子状物質減少装置を装着している場合「あり」を選択。

なお、車検証では装着確認が出来ないため、㊦装置装着証明書の有無もしくは㊧車両ステッカーの貼付で確認をしてください。

㊦ <装着証明書例>

粒子状物質減少装置装着証明書			
装置メーカー	△△自動車株式会社		
装置名	□□□□	指定番号	○○○-C
車台番号	AA1ABC00001	装着年月日	平成20年6月30日
装着施工会社名・住所・電話番号	千葉市中央区中央○丁目○番地 ○○○株式会社整備工場 電話番号043-123-4567		

㊧ <車両ステッカー例>



※装着した事業者によって書式は異なります

⑦ 年間走行距離・年間燃料給油量

年間走行距離・年間燃料給油量は前年度の1年間の実績を入力してください。数値の把握ができない場合は、直近1か月のデータを12倍するなど、出来るだけ実績に近い数値を算出して入力してください。

なお、給油量はガソリン・軽油は「リットル」、LPG・メタノールは「キログラム」、CNGは「立方メートル」で入力してください。

※「燃料の種類」が電気または燃料電池の場合は、年間燃料給油量に「0」を入力してください。

⑧ 燃費

「計画排出量シート」に入力されたデータにより自動計算されます。数値が赤字で表示された場合には、年間走行距離と燃料給油量の値に誤りがないか再度ご確認ください。

D) 計画代替シート

3 特定自動車の低公害車への代替計画及び自動車に対する排出ガス低減装置装着計画

	現状の台数		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		合計		
	令和	年	減少	新規	減少	新規									
	月	日	台数	台数	台数	台数									
天然ガス													0	0	
ハイブリッド															
プラグインハイブリッド													0	0	
ガソリン・LPG （低公害車以外）	新☆☆☆	自動 入 力											0	0	
	新☆☆☆☆												0	0	
	新☆☆☆☆☆													0	0
	他													0	0
新長期													0	0	
新☆（新長期）													0	0	
合計	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
うち低公害車の合計	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
うち排出ガス低減装置装着車の合計	0												0	0	

提出した年度から令和7年度までの低公害車への代替計画を記入してください。

例) 令和6年度に計画書を提出する場合、令和6年度・令和7年度に計画代替の値を入力

車両の区分は以下を参考にしてください。（ハイブリッド・プラグインハイブリッド車以外）

（説明文中の「アルファベット3桁」とは、車検証の型式欄のハイフンより前のアルファベットまたは数字を表します。）

ガソリン・LPG	新☆☆☆	アルファベット3桁で「C」又は「M」又は「4」から始まるもの	
	新☆☆☆☆	アルファベット3桁で「D」又は「R」又は「5」から始まるもの	
	新☆☆☆☆☆	3桁で「6」から始まるもの	
	他（低公害車以外）	上記3つに該当しないもの	
軽油	新長期	アルファベット3桁で下記3つ（新☆（新長期）、ポスト新長期、H28・30規制）に該当しないもの	
	新☆（新長期）	アルファベット3桁で「N」又は「P」又は「B」から始まるもの （ステッカーは3種類有）	  
	ポスト新長期	アルファベット3桁で「L、F、M、R、S、T、Q」から始まるもの	
	H28・30規制	3桁で「2、3、4、5、6」から始まるもの	
	他（低公害車以外）	上記4つに該当しないもの	

E) 計画措置シート

4 自動車に係る適正運転の実施等に関する計画及び自動車の走行量削減のための措置に関する計画

取組事項	計画の有無	計画項目	内容
適正運転の実施等に関する計画	あり	<input type="checkbox"/>	エコドライブマニュアルの作成、配布
		<input type="checkbox"/>	エコドライブに関する教育、訓練の実施
		<input type="checkbox"/>	エコドライブの実施(空ぶかし、急発進・急加速運転等の削減等)
適正運転の実施		<input checked="" type="checkbox"/>	アイドリングストップの徹底
		<input type="checkbox"/>	デジタル式運行記録計等の活用
		<input type="checkbox"/>	優良ドライバーの表彰
車両の維持管理	あり	<input type="checkbox"/>	日常点検
		<input type="checkbox"/>	日々の点検
		<input type="checkbox"/>	エアフィルター等の定期的な点検
その他	なし	<input type="checkbox"/>	運行日報の作成
		<input type="checkbox"/>	その他()
		<input type="checkbox"/>	ISO14001の認証取得
		<input type="checkbox"/>	エコアクション21等の環境マネジメントシステムの認証取得
		<input type="checkbox"/>	グリーン経営認証の取得
		<input type="checkbox"/>	環境報告書の作成
		<input type="checkbox"/>	その他()
上記についての特記事項 (独自の取組について記載してください)			

「アイドリングストップの徹底」について

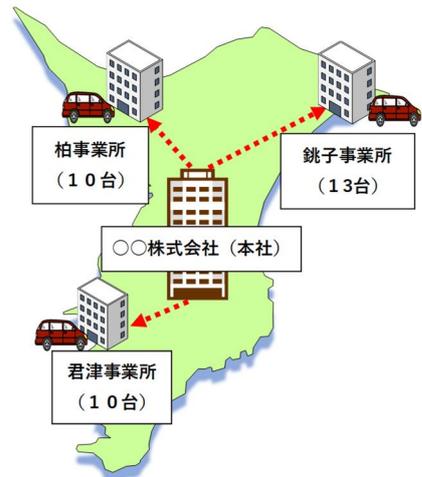
千葉県の条例では、駐停車中のエンジンの停止が義務付けられています。計画項目の内容に「アイドリングストップの徹底」と記載がありますので、運転者に「**自動車を駐車または停車する際、エンジンを停止する**」ということの周知徹底をお願い致します。

2. 自動車環境管理計画書 Q&A

Q 1. 事業所が複数あり、各事業所の使用台数が 30 台未満の場合、提出は必要ですか。

A 1. 事業所ごとの使用台数が 30 台未満であっても県内にある事業所の使用台数が合計 30 台以上であれば**提出が必要**です。

例) 柏事業所 (10 台) 銚子事業所 (13 台)・君津事業所 (10 台) の合計で 33 台使用している→**提出が必要** (右図参照)



Q 2. 本社が県外の場合、提出は必要ですか？

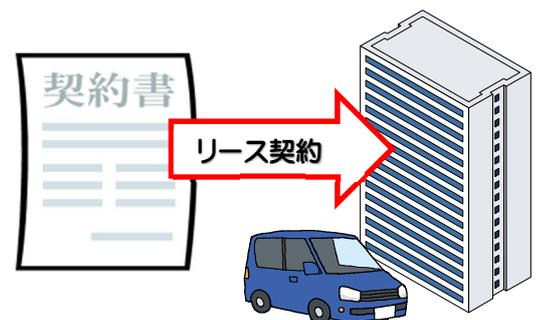
A 2. 他県に本社があっても、県内に事業所があり、車検証の「使用の本拠の位置」が県内の場合は対象となります。

例) 東京に本社があるが、千葉支店で 32 台使用している→**提出が必要** (右図参照)



Q 3. リース (レンタル) の車両は対象になりますか？

A 3. 車検証の「使用の本拠の位置」が千葉県内の場合、対象車両となります。
※但し、自動車環境管理計画書を作成する際に契約しているものに限りです。



6. 自動車使用管理計画書

1. シート作成方法

「自動車環境管理計画書」の Excel ファイル内「使用計画表紙」シートは、「計画表紙」シートの「自動車使用管理計画書」提出に「○」を入力すると、**自動的に**作成することができます。(P7 参照)

計画表紙

使用計画表紙

- 台数と従業員数以外は「計画表紙」に入力した内容が反映されます。
- 台数と従業員数は、「計画事業所」や「計画排出量」シートの数値が反映されます。(対策地域の数値のみ)

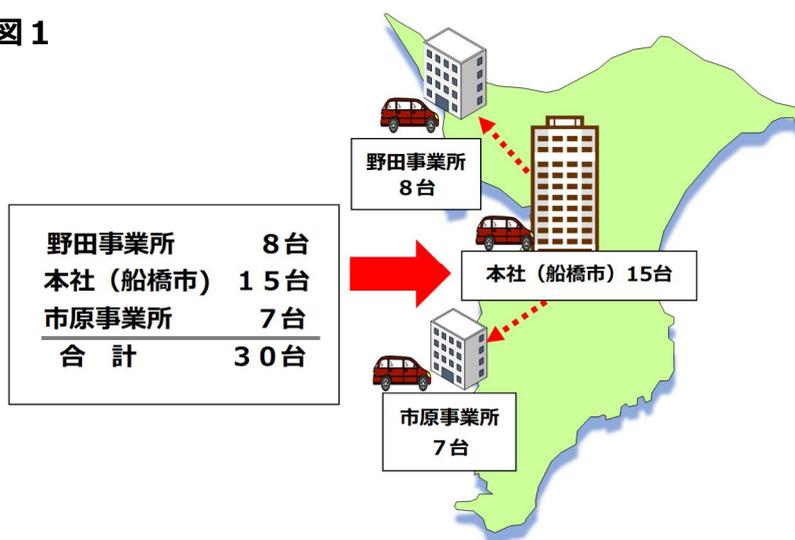
2. 自動車使用管理計画書 Q&A

Q 1. 自動車使用管理計画書を提出する必要があるかどうかはどう判断すればよいですか？

A 1. 自動車運送業等以外の事業者で、車検証の「使用の本拠の位置」が千葉県内の**対策地域**となっている自動車の合計が30台以上の場合は**提出が必要**です。

例1) 野田事業所(8台)・本社(15台)・市原事業所(7台)の合計で30台使用している→**提出が必要**(下図1参照)

図1



例2) 本社(20台)・市原支店(9台)・銚子支店(7台)で使用している→**提出不要**(下図2参照)

図2

